

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(法人名:株式会社日本政策金融公庫)

項番	契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
1	三鷹情報システムセンター警備業務請負(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	株式会社大手協栄社 東京都千代田区神田錦町1-17-4	公庫が金融機関であることから、信頼性を優先し、実績のある業者と随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	32,424,480	32,424,480	100.0	—	既設の機械警備システムについては、契約先の警備会社指定の装置によらなければ当警備会社の警備(遠方無人監視)を受けることができないことから、機械設備の更新時期を除き契約相手が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	平成24年度	
2	乾式複写機保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	株式会社ワイズ 東京都千代田区外神田2-2-19丸和ビル5F	当初競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して使用するため、競争を許さないことから随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	4,783,000	4,783,000	100.0	—	当該機器の製造業者であり、当該機器における保守業務を安定的に継続できる業者は他になく、競争を許さないため。	平成23年度	
3	乾式複写機保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器の製造業者であり、当該機器における保守業務を安定的に継続できる業者は他になく、競争を許さないため、随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	127,479,000	127,479,000	100.0	—	当該機器の製造業者であり、当該機器における保守業務を安定的に継続できる業者は他になく、競争を許さないため。	平成23年度	
4	乾式複写機保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都中央区日本橋本町1-5-4	当初競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して使用するため、競争を許さないことから随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	9,400,000	9,400,000	100.0	—	当該機器の納入業者であり、当該機器における保守業務を安定的に継続できる業者は他になく、競争を許さないため。	平成23年度	
5	乾式複写機保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	当初競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して使用するため、競争を許さないことから随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	13,028,000	13,028,000	100.0	—	当初入札を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行することが不利と認められるため。	平成24年度	
6	乾式複写機保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	当該機器の納入業者であり、当該機器における保守業務を安定的に継続できる業者は他になく、競争を許さないため、随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	10,225,000	10,225,000	100.0	—	当初入札を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行することが不利と認められるため。	平成24年度	
7	電子計算機の保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 (汐留シティセンター)	業務上、必要不可欠な電子計算機の保守契約であり、継続的運用が要求されることから、専門的な知見、ノウハウ等が必要とし、競争を許さないため随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	3,123,252	3,123,252	100.0	—	業務上、必要不可欠な電子計算機の保守契約であり、継続的運用が要求されることから、専門的な知見、ノウハウ等が必要とし、競争を許さないため。	平成24年度	
8	電子計算機の保守(一式)	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 (汐留シティセンター)	業務上、必要不可欠な電子計算機の保守契約であり、継続的運用が要求されることから、専門的な知見、ノウハウ等が必要とし、競争を許さないため随意契約を行ったものである。(契約規程第3条第4項)	1,985,466	1,985,466	100.0	—	業務上、必要不可欠な電子計算機の保守契約であり、継続的運用が要求されることから、専門的な知見、ノウハウ等が必要とし、競争を許さないため。	平成24年度	

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(法人名:株式会社日本政策金融公庫)

項番	契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
9	信用保険LANサーバ、パソコン等の賃借（機器類）（一式）	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当初入札（不落随契）を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行させることが不利と認められるため随意契約を行ったものである（契約規則第27条第1項第3号イ）。	6,948,900	6,948,900	100.0	—	当初入札を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行することが不利と認められるため。	平成23年度	
10	信用保険LANサーバ、パソコン等の賃借（ソフトウェア）（一式）	株式会社日本政策金融公庫 調達サービス室長 今井 多賀雄 東京都千代田区大手町1-9-3	平成22年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当初入札（不落随契）を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行させることが不利と認められるため随意契約を行ったものである（契約規則第27条第1項第3号イ）。	6,085,800	6,085,800	100.0	—	当初入札を実施し、翌年度以降、随意契約を行っているもので、他の者をして履行することが不利と認められるため。	平成23年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。